

所在不明高齢者問題について

平成22年9月29日

年金給付部

1. 110歳以上の年金受給者の緊急安否確認（別紙1）

8月1日現在で110歳以上の年金受給者（対象者59人）の安否を確認。

2. 85歳以上の現況届を提出している年金受給者に係るサンプル調査（別紙2）

85歳以上の現況届の提出を要する年金受給者について、実際に受給権者が生存しているか確認するため、サンプル調査（対象者840人）を実施。

3. 市町村確認情報（主に100歳以上）を活用した対応（別紙3）

8月13日までに市町村が確認した行方不明情報に基づき、年金受給者に現況申告書の提出を求めた上で、年金支給の一時差止め等の対応を10月の定期支払に間に合うよう実施。

4. 後期高齢者医療の未利用情報を活用した対応（別紙4）

76歳以上の後期高齢者医療の未利用者（直近1年間）データと年金受給者情報との突合せを行い、年金受給者に現況申告書の提出（2回）を求めた上で、本人の健在が確認できない場合には、年金支給の一時差止め等の取組を実施。

110 歳以上の年金受給者の緊急安否確認について

平成 22 年 8 月 27 日
厚生労働省

1 概要

満 110 歳以上の年金受給者について、市区町村で対象者の安否を確認している場合はその情報を入手するとともに、それ以外の方については、日本年金機構の年金事務所から対象者の住所地を訪問して安否を確認

2 確認の対象

本年 8 月 1 日現在で満 110 歳以上の厚生年金保険及び国民年金の受給者

3 確認対象となる受給者数

59 人

4 安否確認結果

○ 健在であることを確認 53 人

○ 亡くなっていることを確認 5 人

(いずれも平成 22 年 7 月以降の死亡)

○ 所在不明 1 人

- ・ 所在不明の 1 人（長野県、生存の場合 110 歳）については、次回の年金の支払い（11 月）で差し止め予定。

85歳以上の現況届を出して年金を受給している方に係る サンプル調査について

平成 22 年 8 月 27 日
厚生労働省

1 調査の概要

85 歳以上の現況届(注)を出して年金を受給している方について、実際に受給権者が生存しているか確認するため、本年 6 月からサンプル調査を実施。

(注) 現況届について

- ① 年金制度においては、平成 18 年 12 月から住民基本台帳ネットワークを通じて提供される戸籍法に基づく死亡届の情報を受給権者の生存確認に活用している。
- ② 住基情報活用の開始時点で「氏名、生年月日、性別、住所」が住基情報と受給者情報において一致した方については現況届の提出を不要とし、一致しなかった方については、引き続き現況届の提出をお願いした。
- ③ その後、現況届において住民票コードを記入いただいた方は翌年から現況届の提出を不要とし、記入いただいていない方等は、翌年以降も引き続き現況届の提出を求めている。

2 調査対象者

現況届の提出を要する方のうち、85 歳以上の方から 840 名を無作為抽出。

※ 85 歳以上の現況届の提出対象者 約 2.7 万人(推計)

3 調査方法

調査は、日本年金機構の年金事務所職員による訪問調査とし、本人に面談をお願いする。

4. 調査結果

調査結果	人数	うち年金の支給が既に止められている方	うち年金が支給されている方
1. 健在が確認できた方	695 人		
2. 亡くなっていることが判明した方	48 人	47 人	1 人
3. 行方不明の可能性のある方	27 人	5 人	22 人
総数	770 人	52 人	23 人

(注) 調査対象者として抽出した 840 名のうち、65 名については訪問調査の実施までに調査対象外であることが判明し、また、5 名については外国に転出しており、電話連絡及び訪問調査ができなかったため、総数から差し引いた。

(留意事項)

- ① 本調査の対象は、現況届の提出対象者のうち、相対的に死亡している方の割合が高くなる 85 歳以上の方(約 2.7 万人(推計))を対象として実施しており、現況届の提出対象者全体について、本調査結果を当てはめることは適当でないことに留意が必要。
- ② 本調査の対象は、生存確認を年 1 回の現況届によって行っている方であり、生存確認を住基ネットにより年 6 回行っている他の受給者全体について、本調査結果を当てはめることは適当でないことに留意が必要。

市区町村が確認している主として 100 歳以上の 行方不明高齢者への対応について

平成 22 年 8 月 27 日
厚生労働省

1 概要

地方公共団体が行った、主として 100 歳以上の高齢者の安否確認の情報を契機として、年金受給権者の現況を確認。

2 市区町村からの情報提供

市区町村が行った高齢者の安否確認により、市区町村が把握した行方不明高齢者の情報を年金事務所に提供していただくよう依頼した結果は次のとおり。

情報提供があったもの	1482 自治体	
①行方不明者の情報提供があったもの	81 自治体	271 人
②近日中に情報提供予定であるもの	22 自治体	
③情報提供について調整中であるもの ・自治体での行方不明者調査中 ・個人情報保護条例に係る審査会に諮問中	19 自治体	
④情報提供となる対象者がいないもの	1360 自治体	
情報提供がなかったもの	268 自治体	
合 計	1750 自治体	

(8月26日時点)

3 市区町村から情報提供のあった行方不明高齢者の年金の支給状況

上記 2 「①行方不明の情報提供があったもの」について、厚生年金保険及び国民年金の支給状況等を日本年金機構において確認した。

①行方不明の情報提供があったもの	271 人
うち行方不明者が受給権者であるもの	46 人
うち年金の支給が止められているもの	21 人
うち年金が支給されているもの	25 人

(8月26日時点)

年金局作成

死亡又は行方不明が疑われる年金受給者への対策(概要)

- 後期高齢者医療広域連合から、76歳以上で一年間継続して高齢者医療の給付を受けていない方の情報を入手し、これらの方のうち年金受給者について、その現況を確認した上で、ご本人の健在が確認できない場合には、年金支給を一時差し止める等の取組を実施。
- さらに、順次の訪問調査により、不正受給の是正や正しい年金記録管理に日本年金機構が取り組むための予算を概算要求(平成23年度概算要求額:26億円)

対策の流れ

